

様式第8号

指令第4号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23
有限会社 健勝重建
氏 名 代表取締役 相澤 政則

令和3年1月12日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	木くず（剪定木・流木）スキ取物（ボサ類）
営業所の所在地及び名称	河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23 有限会社 健勝重建	
許可期間	令和3年1月14日から 令和5年1月13日まで	
一般廃棄物の収集を行うことができる区域	清水町全域	
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	清水町が指定する場所
	その他	関係法令及び条例、規則、指示を遵守すること

令和3年1月13日

清水町長 阿部 一 男

